

<自由論題>

産業再生機構の収益をめぐる定量評価(2)

小野展克(名古屋外国語大学)

池田聡(経営共創基盤)

地域経済活性化支援機構(REVIC)、産業革新機構(INCJ)、クールジャパン機構(CJF)をはじめ政府系ファンドの活動を巡っては、民間の市場参加者では対応できない案件やニーズへの取り組みなど民業補完に徹することが原則とされている一方、実際の活動を巡っては絶えず民業圧迫の可能性が指摘されている。また、公的な組織が民間企業の経営に一定期間関与することで当該企業のガバナンスにネガティブな影響を与えかねないほか、本来あるべき市場における競争環境を歪める可能性も常に存在する。さらには、活動期間を通じて不採算案件が嵩んだ場合には解散時に公的資産の毀損、すなわち国民負担の発生に至ることとなる。

筆者らは政府系ファンドの活動について評価する視点として、①民業補完、②ガバナンス、③国民負担という3点が重要と考えており、このうち前回報告では比較的定量分析が容易な国民負担の観点から、産業再生機構(2007年解散)が残した決算資料等をもとに分析を行った。具体的には、同機構が国民負担なくしての解散を実現できた要因として、(1)大型案件(借入金1000億円以上)への取り組み、および、(2)債権買取り業務に加えた出資業務への取り組み、を行ったこと、という仮説の下それぞれについて数値面から検証を行った。その結果、「大型案件による収益は約700億円と同機構全体収益の約9割を占めること」、「これら収益の内訳としては約250億円が債権関係、約450億円が出資関係であり後者が前者を大きく上回ること」、などが結果として得られた。

今回報告では、これらの分析をさらに進め、政府系ファンドそのものの組織経営の観点から、一般的な間接コストのほか対応スタッフにかかる人件費・物件費等についても一定の仮定の下で設定し、企業規模別の個別案件の採算性について可能な限り試算・検証を行う。これらの検証を通じ、政府系ファンドが黒字を確保する(国民負担を生じない)前提の下で、どの程度の規模の案件への取り組みが可能か(あるいは不可能か)、また、債権関連業務と出資関連業務のバランスの在り方(債権関連業務のみでなにか成立しうるか否か)、といった点についても考察を行う予定である。